

消防用設備等の技術基準及び指導基準

第 1 消火器具

1. 用語の定義

- (1) 「消火器具」とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 「消火器」とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。)をいう。
- (3) 「住宅用消火器」とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (4) 「能力単位」とは、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治規則第27号。以下「消火器規格省令」という。)第3条又は第4条(能力単位の測定)の規定により測定したもので、消火器具(住宅用消火器を除く。)の消火能力を示す単位をいう。

2. 消火器具の種類等

- (1) 消火器は、消火器規格省令に適合したものであること。
- (2) 前(1)の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治規則第28号)に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、令第7条第2項第1号イからニに掲げる水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩であること。
- (4) 消火器具の適応性は、令第10条第2項第1号(令別表第2)によること。
- (5) 設置する消火器具の種類について
 - ア 設置する消火器具の種類は、原則として粉末ABC消火器10型とし、構造は加圧式に比べ安全性、操作性の高い蓄圧式とすること。❖
ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、令別表第2においてその消火に適応する消火器具を設置すること。
 - イ 階の消火器設置本数が3本以上となる場合は、即効性のある粉末消火器と射程が長く確実性のある強化液消火器を併用して使用することがより効果的であることから、粉末消火器及び強化液消火器を、各階において概ね7:3の割合で設置すること。⊕
 - ウ 前イにより設置する強化液消火器にあつては、その薬剤量が3ℓ(中性強化液にあつては、2ℓ)のものを設置すること。⊕

3. 能力単位

- (1) 消火器具の能力単位は、規則第6条第1項の規定及び消火器規格省令によること。
- (2) 規則第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。⊕
- (3) 能力単位の算定

ア 規則第6条から第8条の規定によるほか、次によること。《第1-1表参照》

【第1-1表】

防火対象物の区分		面積
①	令別表第1(1)項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項及び(17)項に掲げる防火対象物	$\frac{\text{延べ面積又は床面積} \times 1}{50\text{m}^2 (100\text{m}^2) \times 2}$
②	令別表第1(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物	$\frac{\text{延べ面積又は床面積} \times 1}{100\text{m}^2 (200\text{m}^2) \times 2}$
③	令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物	$\frac{\text{延べ面積又は床面積} \times 1}{200\text{m}^2 (400\text{m}^2) \times 2}$
④	少量危険物	$\frac{\text{貯蔵又は取扱い最大数量}}{\text{指定数量}}$
⑤	指定可燃物	$\frac{\text{貯蔵又は取扱い最大数量}}{\text{危政令別表第4数量} \times 50}$
⑥	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備	100m ² ごとに1個以上
⑦	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 ※3	$\frac{\text{当該場所の床面積}}{25\text{m}^2}$

※1. 防火対象物及びその部分の延べ面積又は床面積

※2. ()の数値は、特定主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合に適用

※3. 令第10条第1項第1号ロに掲げる防火対象物のうち、延べ面積150m²未満で、少量危険物若しくは指定可燃物の貯蔵若しくは取扱いがないもの、又は床面積50m²以上の地階、無窓階若しくは3階以上の階がないものを除く。

イ 能力単位の算定方法

(ア) 少量危険物、指定可燃物の算定方法

《例1》 少量危険物：屋内タンクで灯油400ℓを取扱う場合

[第2石油類:指定数量1000ℓ]

$$\frac{400\ell}{1,000\ell} = 0.4 \rightarrow 1\text{単位}$$

少量危険物部分の能力単位は1単位となる

《例2》 指定可燃物：倉庫内に綿花類を4,000kg貯蔵する場合

[綿花類:危政令数量200kg]

$$\frac{4,000\text{kg}}{200\text{kg} \times 50} = 0.4 \rightarrow 1\text{単位}$$

指定可燃物部分の能力単位は1単位となる

《例3》 指定可燃物：倉庫内に紙くずを5,000kg貯蔵する場合

[紙くず:危政令数量1000kg]

$$\frac{5,000\text{kg}}{1,000\text{kg} \times 50} = 0.1 \rightarrow 1\text{単位}$$

指定可燃物部分の能力単位は1単位となる

(イ) 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の算定方法

《例》 屋内変電設備：床面積150㎡の場合

$$\frac{150\text{㎡}}{100\text{㎡}} = 1.5 \rightarrow 2\text{個}$$

電気設備設置部分の設置個数は2個

※ 電気設備の能力単位を算定する場合は、数値ではなく個数となる。

【床面積の算定について】

実態によるが、例えば、電気設備が専用の室に設けられている場合は、当該電気設備室の床面積とする。また、電気設備室に設けられていない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。㊦

- 電気設備が据え付けられた部分の周囲を水平距離5mで囲んだ部分の面積(同一室内に電気設備が2以上設置されている場合は、その合計面積(床面積が重複する部分は重複加算しない。)をいう。)
 - ※ 条例第11条等で規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」のものにあつては据え付けられた部分面積。
- 電気設備が設けられた部分とその他の部分が、感電防止のための金網の柵で区画されている場合は、その区画された部分の床面積

(ウ) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場合

《例》 ボイラー室：床面積50㎡の場合

$$\frac{50\text{㎡}}{25\text{㎡}} = 2 \rightarrow 2\text{単位}$$

当該部分の能力単位は2単位となる

【床面積の算定について】

- 室を形成する場合は、当該室の床面積とする。
- 室を形成しない場合は、機器等が据え付けられた部分の周囲を水平距離5mで囲んだ部分の面積(同一室内に多量の火気を使用する場所が2以上設置されている場合は、その合計面積をいう。)とする。⊕

4. 消火器具の能力単位の減少

(1) 消火器具の設置を要する防火対象物又はその部分に他の消火設備等を設置した場合は、規則第7条第2項、第8条第1項及び第2項の規定に基づき第1-2表のとおり消火器具の能力単位の数値の減少をすることができる。

ただし、消火設備等の適応性が設置すべき消火器具の適応性と同一である場合に限る。

【第1-2表】

減免の要件	減免できる能力単位の数値等
大型消火器の有効範囲内の部分	2分の1
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の有効範囲内の部分	3分の1※ 大型消火器を設置しないことができる。

※ 防火対象物の11階以上の部分に設置するものには適用しない。

(2) 前(1)により能力単位の数値を減少することができるが、規則第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

5. 小規模特定飲食店等

小規模特定飲食店等(令第10条第1項第1号ロに掲げる防火対象物であって、延べ面積が150㎡未満のものをいう。)の取扱いについては次によること。

【関係通知】 H30.3.28消防予第247号[消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について]
H30.11.2消防予第622号[消防用設備等に係る執務資料の送付について]

- (1) 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として規則第5条の4で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、消防法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」(防火上有効な措置として規則第5条の4で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたものをいうものであること。

なお、「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、対象に含まれないものであること。

- (2) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けることをいう。

ア 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。(当該装置を有するものには、「PSマーク」や「Siセンサー」のマーク表示があり、平成20年度から原則として家庭用ガスコンロに装着が義務付けされている。)

なお、コンロの火口が複数ある場合、すべての火口に当該装置が設置されている場合のみ「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱うこと。

イ 自動消火装置

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物(自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。)とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置

次の(ア)、(イ)等が該当するものであること。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する「立ち消え防止安全装置」については、当該装置には該当しないものであること。

(ア) カセットコンロに設けられた圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置をいう。

(イ) 家庭用ガスコンロに組み込まれたグリルに設けられた次のいずれかの機能を有する装置

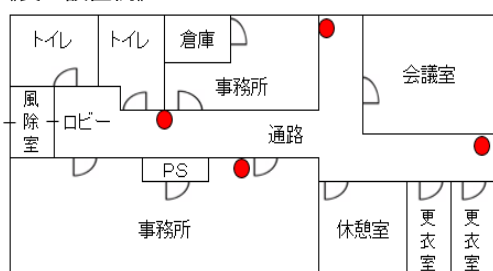
- a グリル過熱防止機能(グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)
- b グリル消し忘れ防止機能(グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)及び 炎あふれ防止機能(グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能)

6. 消火器の設置場所等

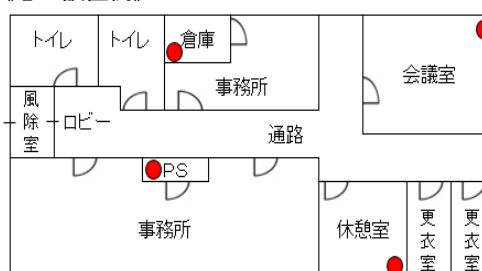
消火器の設置場所等は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、規則第6条第6項の規定を満足する範囲で、廊下、通路又はエントランス、ロビー等の共有部分の人の目に触れやすく避難上支障ない位置に設置するとともに、室内に設置する場合は出入口付近に設置すること。⊕《第1-1図参照》

《良い設置例》



《悪い設置例》



●：消火器

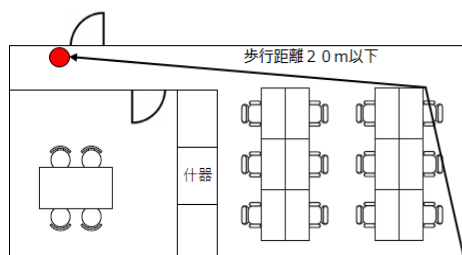
【第1-1図】

- (2) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。
- (3) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。

したがって、机、いす、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。

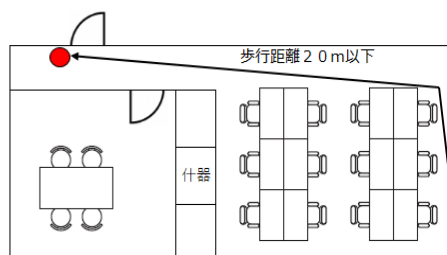
また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。《第1-2図参照》

《例：移動式のいすの場合》



※ 移動式いすの場合、容易に移動できる場合に限る。

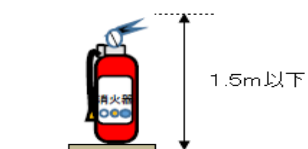
《例：固定式のいすの場合》



●：消火器

【第1-2図】

- (4) 規則第9条第1号に規定する「床面からの高さが1.5m以下」とは、消火器全体が床面からの高さ1.5m以下となるように設置すること。《第1-3図参照》



【第1-3図】

- (5) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」の例は、次の場所であること。

ア 消火器の容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

ウ 屋外又は風雨にさらされるおそれのない場所

- (6) 規則第9条第2号ただし書きの「保護のための有効な措置」の例は、次によること。❖

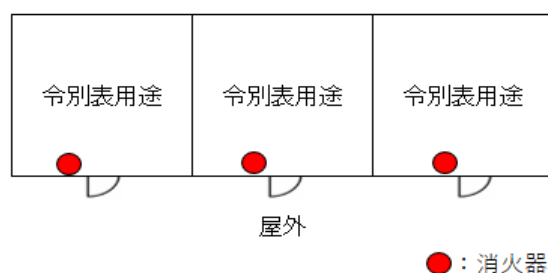
ア 厨房等で水が床に飛散する場所に設置する場合は、腐食防護措置として壁体・架台上の設置等の措置を講じること。

イ 工場等で蒸気、腐食性のガスが発生するおそれのある場所に設置する場合は、合成樹脂の覆い又は扉付消火器ボックスに収納等の環境に応じた防護措置を講じること。

ウ 屋外又は風雨にさらされるおそれのある場所に設置する場合は、劣化を防ぐため扉付消火器ボックスに収納等の防護措置を講じること。

- (7) 令別表用途で相互に往き来ができない場合にあっては、それぞれの令別表用途に設置すること。⊕

なお、共用部分に設けることができる場合は、この限りでない。《第1-4図参照》



【第1-4図】

- (8) メーターボックス等に設置する場合は、メーターボックス等内と区画し、かつ、消火器専用の扉(常時開放可能な状態であるものに限る。)を設け当該メーターボックス等の扉を開けることなく消火器を取り出すことができるよう措置を講ずること。Ⓣ
また、消火器専用の扉の表面には、消火器の標識を設けること。

7. 付加設置

(1) 少量危険物及び指定可燃物

規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器具は、粉末ABC消火器10型(蓄圧式)とすること(少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。)。❖

(2) 電気設備

規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- ア 条例第11条で規制される変電設備(東京電力が設置するパットマウント(地上用変電設備)を除く。)
- イ 条例第11条の2で規制される急速充電設備
- ウ 条例第12条で規制される内燃機関を原動力とする発電設備
- エ 条例第13条で規制される蓄電池設備
- オ 条例第8条の3で規制される燃料電池発電設備(同条第2項又は第4項に定めるものを除く。)
- カ 直流にあつては750V以上、交流にあつては600V以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの(可搬式のものを含む。)
- (ア) 発電機、配電盤又は電動機
- (イ) 変圧器(出力が5kVA以上のものに限る。)
- (ウ) 溶接器(出力が5kVA以上のものに限る。)

(エ) 静電装置設備

(オ) 整流器(出力が5kVA以上のものに限る。)

(カ) その他(ア)から(オ)に類するもの

(3) 多量の火気を使用する場所

規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

エ 厨房設備(当該厨房設備の入力(同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計)が21kw以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。)

オ 入力70kw以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

カ ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるものを除く。)

キ 乾燥設備(入力が5.8kw未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。)

ク 簡易サウナ設備(個人がに設けるものを除く。)

ケ 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

コ 入力70kw以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(4) 令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外に、前(1)から(3)に掲げる設備等が存する場合は、屋上や屋外を防火対象物の一部とみなし、努めて消火器を設置すること。㊦

(5) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

ただし、令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値(防火対象物及び付加設置す

る部分に必要とされる能力単位の数値の合計を満足すること。)及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、付加設置する部分の消火器具を1個以上とすることができる。

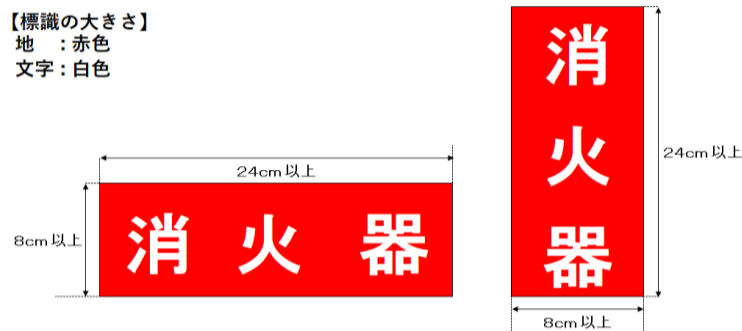
- (6) 令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上に、駐車のために供する部分(当該部分の床面積が300㎡以上のものに限る。)又はビアガーデン、遊技施設等が設けられている場合は、当該用途として使用する部分を令第10条及び規則第6条に準じて努めて消火器を設置すること。㊦

8. 標識

- (1) 規則第9条第4号に規定する標識は、地を赤色、文字を白色とし、標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。❖《第1-5図参照》
なお、文字の大きさにあっては、おおむね2.5cm角以上とすること。㊦

【関係通知】S44.10.20消防予第238号「消防用設備等の標識類の様式について」

- (2) 消火器のピクトグラムの標識を設置する場合は、別記1「消火器のピクトグラムの設置要領」によること。



【第1-5図】

9. 大型消火器

規則第7条に規定する大型消火器とは、能力単位が、消火器規格省令第2条に規定する「A火災に適応するものにあっては10以上、B火災に適応するものにあっては20以上」であって、**第1-3表**の消火剤の量を有する消火器をいう。

【第1-3表】 消火器規格省令第9条より

消火剤	消火剤の量	消火剤	消火剤の量
水消火器又は化学泡消火器	80ℓ以上	ハロゲン化物消火器	30kg以上
機械泡消火器	20ℓ以上	二酸化炭素消火器	50kg以上
強化液消火器	60ℓ以上	粉末消火器	20kg以上

10. 簡易消火用具

簡易消火用具は、次によること。

(1) 材質等

- ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。❖
- イ 膨張ひる石は、JIS A5009に、膨張真珠岩(真珠岩を材料としたものに限る。)は、JIS A5007にそれぞれ適合するものであること。㊦

(2) 設置場所

- ア 設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に定める能力単位が1単位未満とならないように設けること。
- イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。

(3) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」の例は、次の場所であること。

- ア 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのない場所
- イ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかるおそれのない場所

(4) 規則第9条第2号ただし書きの「保護のための有効な措置」の例は、次によること。❖

- ア 工場等で蒸気、腐食性のガスが発生するおそれのある場所に設置する場合は、合成樹脂の覆い又は格納箱に収納等の環境に応じた防護措置を講じること。
- イ 乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩は、雨水等のかからない場所で、地盤面(屋内に設ける場合にあつては床面)から10cm以上以上の台上に設ける等の防護措置を講じること。

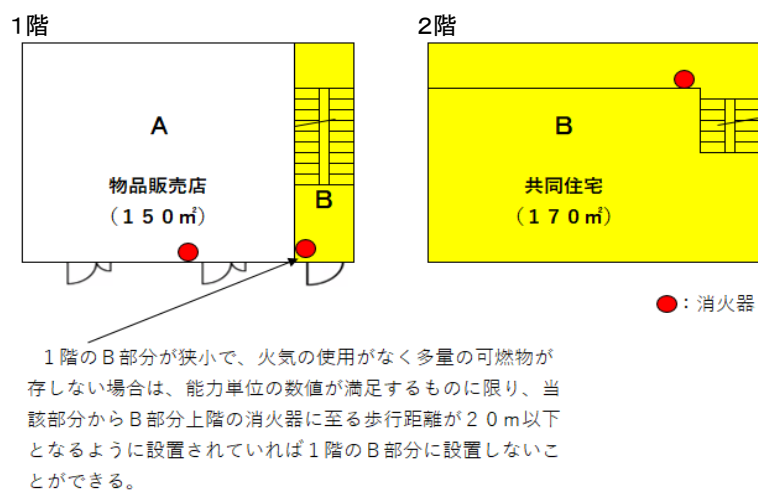
《参考》簡易消火用具の能力単位

種別	容量	能力単位
水バケツ	8ℓ以上のものを3個	1
水槽	80ℓ以上水槽1個と8ℓ以上の消火専用バケツ3個以上	1.5
	190ℓ以上水槽1個と8ℓ以上の消火専用バケツ6個以上	2.5
乾燥砂	50ℓ以上の一塊とスコップ	0.5
膨張ひる石又は膨張真珠岩	60ℓ以上の一塊とスコップ	1

11. 特例基準

次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、規則第6条第6項の規定について適用しないことができる。

- (1) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもの(例:ボウリング場、アイススケート場等)で、当該部分から消火器の歩行距離20m以下ごとの設置が困難な場所については、能力単位の数値が満足するものに限り、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技等に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。
- (2) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずら等による使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。
- (3) 令第13条第1項に掲げる防火対象物又はその部分の防護区画内で、当該防護区画内に令第16条、第17条又は第18条で規定する技術基準により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該防護区画内に消火器を配置した場合に必要なとされる消火器の所要数を当該防護区画の出入口の部分に集約して設置することができる。
この場合において、出入口が複数ある場合は消火器を分散配置すること。
- (4) 冷凍倉庫等、消火器の使用温度範囲外の場所は、当該冷凍倉庫等内に消火器を配置した場合に必要なとされる消火器の所要数を当該冷凍倉庫等の出入口の部分に集約して設置することができる。
この場合において、出入口が複数ある場合は消火器を分散配置すること。
- (5) 第1-6図の例に示すとおり、A部分及びB部分に消火器が必要な複合用途防火対象物にあつては、階ごとにA部分及びB部分の各々に消火器を設置しなければならないが、1階のB部分が狭小で、火気の使用がなく多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、当該部分からB部分上階の消火器に至る歩行距離が20m以下となるように設置されていれば1階のB部分に設置しないことができる。



【第1-6図】

- (6) メゾネット型共同住宅は、一住戸を一階層式とみなし、歩行距離20m以下ごとに配置することができる。

この場合において、消火器は、原則として主たる出入口のある階の共用部分に設置すること。

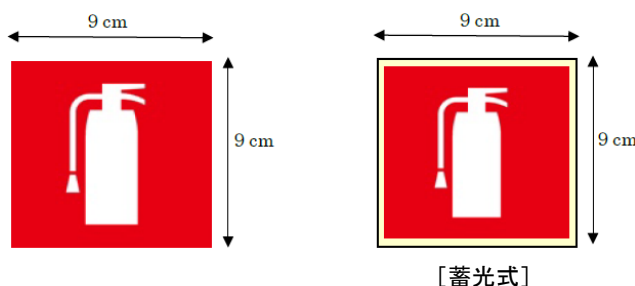
別記 1

消火器のピクトグラムの設置要領

【関係通知】 H29.11.20消防予第355号「消防用設備等に係る執務資料の送付について」

1. 設置要領

- (1) 設置台置き、壁掛け等で、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、JIS Z8210に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、令第32条の規定を適用し、規則第9条第4号の規定に規定する「消火器」と表示した標識を設けないことができる。(特例申請は不要)
- (2) 消火器を扉付消火器ボックス等に収納し、消火器を直接視認できない状態で設置する場合においては、消火器のピクトグラムを設け、扉付消火器ボックス等に「消火器」と表示すること。
なお、「消火器」の表示は、文字の大きさがおおむね2.5cm角以上で文字色が地と対比色であれば指定しないものとする。
- (3) 消火器のピクトグラムは、地を赤、消火器のシンボルを白で表すものとし、大きさは9cm角以上とすること。



- (4) 消火器のピクトグラムは、床面からの高さがおおむね0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
また、前(2)により、消火器を屋内消火栓等と近接して設置する場合には、消火器のピクトグラムの床面からの高さと屋内消火栓等の表示灯の高さを合わせること。



2. 留意事項

- (1) 多数の外国人来訪者の利用が想定される施設や多数の外国人が勤労する施設等に対し、消火器のピクトグラムを設置するよう指導すること。
- (2) 消火器のピクトグラムの大きさ及び設置位置については、大規模空間などの設置場所の環境に応じ、視認性を考慮したものとするよう指導すること。
- (3) 格納箱等に「消火器」又は「消火栓」等と表示する場合は、努めて英語などの言語を併記するよう指導すること。



【表示の例】

消火器

「Fire Extinguisher」

消火栓

「Fire Hydrant」

- (4) 消火器のピクトグラムの設置等の指導は、努めて事前相談等の機会をとらえて実施するとともに、防火対象物の関係者等に趣旨を説明し、理解を得るよう努めること。